

令和8年4月13日

東京都情報サービス産業健康保険組合

## 健康保険育児休業保険料免除満了のお知らせ

育児休業に係わる保険料免除期間が終了となりますので通知いたします。

育児休業期間が前月以前から開始され、育児休業終了日が月末以外の場合は、終了日の属する月より保険料が発生いたします。（※）

なお、介護保険法の被保険者に該当する方は、介護保険料の免除期間も終了となります。

※育児休業終了日が月末および育児休業期間（同月内）の育児休業取得日数が14日以上の場合、育児休業終了日に属する月の翌月より保険料が発生いたします。

（例）

- ・ 前月以前より育児休業中であり、育児休業終了日が4月10日の方：4月分より保険料発生
- ・ 育児休業終了日が4月30日の方：5月分より保険料発生
- ・ 育児休業開始日と終了日が同月（4月）であり、育児休業等取得日数が14日以上の方：5月分より保険料発生

行き違いで育児休業期間延長の届出をご提出頂いている場合はご了承下さい。

### 記

|            |           |
|------------|-----------|
| 被保険者の記号・番号 | 1234-567  |
| 氏名         | 健保 花子     |
| 育児休業開始年月日  | R08.04.01 |
| 育児休業終了年月日  | R08.04.15 |
| 事業所名称      | (株)健保     |